

高松市こども計画 代用計画

市町村（特別区）名

高松市

記載事項

- 令和7年3月策定の高松市こども計画における教育・保育の量の見込みに、満三歳以上限定小規模保育に係る児童数を含み、特定教育・保育施設等で確保することとしている。当分の間、満三歳以上限定小規模保育事業は実施しない。
- 乳児等通園支援事業の教育・保育提供区域について、市全体を1つの区域として定めるものとする（利用需要と提供体制は別添のとおり）。
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。